

# 海澄県の生成過程——明末の地域意識——

小 島 肅

## はじめに

いきなり私事で始めることになるが、平成 13 年 (2001) に私が幼年時代を過ごした二つの「市」が、合併によりあいついで消滅した。どちらも首都圏のいわゆるベッドタウンで、隣市との境にまで住宅が密集し、どこからどこまでが該市なのかもともと判然としなかつたし、住民の多くも特に強い帰属意識を持った地縁共同体を形成していたわけではない。「行政効率」という錦の御旗のもと、旧来の地名とはまったく異なる大きな市が誕生した。だが、こうしたことがそこに暮らす人々の意識に与える影響を、為政者はきちんと考慮しているのだろうか。政治や経済の合理的な論理が人間の感情や心理という非合理に優先する、それが「近代社会」というものなのだと言ってしまえばそれまでだが。

私の専門分野は中国思想史である。その中で、ここ数年来自分の研究課題の一つとしていることに、時人の地域意識という問題がある。ここでいう〈地域〉とは、制度上明瞭化された形で言及可能な〈行政区分〉や〈地理的空間〉に限られない。ある人物が想念する、自分の周囲に広がる空間や人間関係の場のことを指している<sup>1)</sup>。特に、私が興味を抱いているのは、朱子学の金科玉条たる『大学』八条目の地域意識である。そこでは、自分（「身」）を中心にして、家・国・天下へと、しばしば現代の研究者が「同心円状に」と形容するところの拡がりをもって、〈地域〉が重層的に構成されている。この地域意識が、確乎とした中間団体を持つとされる西欧や日本の社会と比較した時の、中国特有の公私観念を生み出しているように思われるのだ<sup>2)</sup>。中国人——と一括できる集団が存在するとして——の行動様式を理解するための思想文化史的な接近方法として地域意識の問題は重要であろうと、私には思われるのだ。

東京大学にて斯波義信教授の演習に参加していた折、あるいは東洋文化研究所の助手として個人的に指導していただいた折、しばしば耳にしたのは、中国王朝体制下における行政コストの問題であった。端的には、漢と清とで県の数があまり変わらないという事実である。この間に人口——より厳密に言えば、中央政府が帳簿上掌握している人口——は数倍に増えているし、その重心も華北から華中・華南に大きくシフトしている。にもかかわらず、県の数が変わらないということは、その間にスクラップ・アンド・ビルドが行われたということを意味する。実際、地図上にデータを落としてみれば、それは一目瞭然となろう。その理由としては、もちろん、経済活動の中核や政治上の重要な拠点が空間的に移動し、ある地方では県が必要になり、

ある地方では必要になったという、社会経済史的・政治制度史的説明が可能である。ただ、そうした説明は大局的・鳥瞰的な性質のものであって、そこに生きていた人々の感覚に根差したものではない。王朝体制下の行政区画整理を目的合理性にのみ収斂させて語ってしまうことは、冒頭に述べた現代日本の市町村合併にも似て、人々の意識や感覚から遊離した内容になってしまふ恐れがあると思われるのである。

以上の問題関心から、本稿では西暦16世紀後半に新設された福建省海澄県についてのケーススタディを行う。本来、統廃合された県の事例をこれと対照することによって、対極状況に置かれた人々の意識を比較しなければ、上記の課題に答えたことにはならない。その比較対照事例の選定はしているのだが、今回は紙数と時間の都合により、そこまでの作業を行うことができなかった。後日の宿題とさせていただきたい<sup>3)</sup>。

本稿の基本史料として用いるのは、明末崇禎5年(1632)に刊行された『海澄県志』である。「主修」は時の知県梁兆陽。それに県学の教授と訓導が加わる。しかし、これは一般的な例から言って名誉職であろう。実際の編集作業は、「載筆」とされる地元の人士たちと思われる。ここで注目されるのは、六人の「邑人(=県人)」にまじって一人だけ「郡人(=府人)」がいることである。その名は張燮。諸外国の情報を集めた『東西洋考』の著者である。『海澄県志』卷二十「外紀」には、『東西洋考』からの引用文が多く見られる。彼自身によるものだろう。

中国の地方志は折に触れて新しい版に改定されるのが一般で、海澄県についてもこの後、清代になってから康熙32年(1693)・乾隆27年(1762)にも編まれている。ただし、本稿が主として崇禎版に依拠したのは、これが県創設以来最初に編集された県志で、創設時の状況や創設以来県の設備が整っていく過程について熱く語るテキストだからである。もちろん、必要に応じて乾隆版を参照したが——康熙版は日本国内に存在せず、今回調査することができなかつた——、それは崇禎版の特色をきわだたせるためでもある。本稿が意図しているのは、「時人の観念における海澄県」の再構成であって、「明末における海澄県の実像」の究明ではない。換言すれば、県志に思想文化史的視角からするテキスト分析を行うのであって、これを社会経済史的なデータとして利用しようとしているわけではない。また、補助的にこれに先行する他の地方志も参照しているが、それは崇禎版の『海澄県志』編者が、編集にあたって参照した書籍だからである。要するに、本稿では、この『海澄県志』を通じてうかがえる地元の人士たちの地域意識を分析対象として設定する<sup>4)</sup>。

なお、中国科学院北京天文台主編『中国地方志連合目録』(中華書局、1985年、538頁)によれば、崇禎版は中国国内には現存せず、我が国の国会図書館所蔵のものが唯一のことである。中国科学院図書館と東京の東洋文庫とにマイクロフィルムとして複製されており、さらに日本蔵中国罕見地方志叢書の中に影印された(書目文献出版社、1992年)ことにより、利用がきわめて容易になった。本稿作成にあたっても、これによっている。

## 一 環境と設置経緯

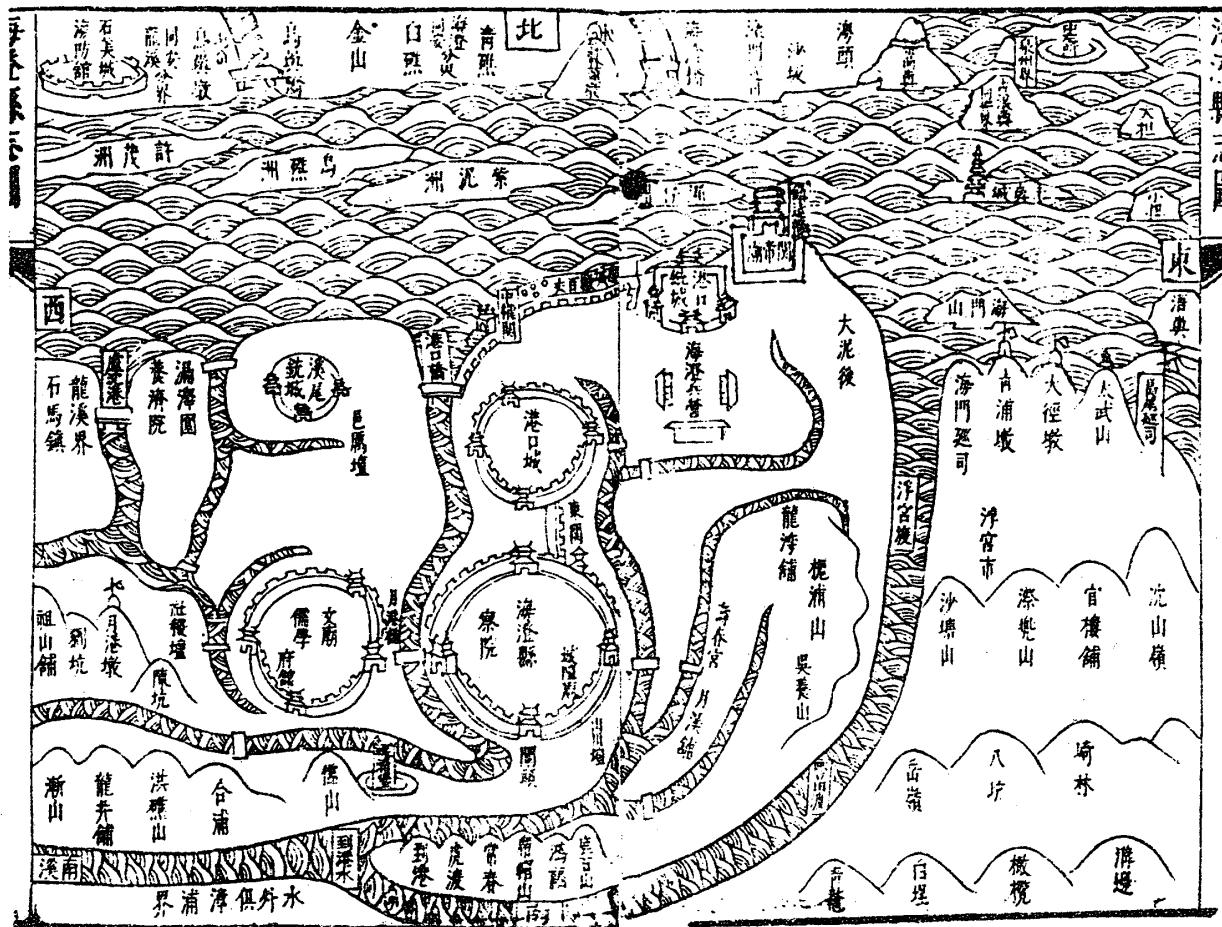
まずは海澄県についての紹介から始めよう<sup>5)</sup>。

海澄は福建省東南沿海部に位置する。行政区画としては、唐代から漳州（明代には漳州府）と呼ばれた区域に属する。その州治がある龍溪県城から東南に約二十キロのあたりが、のちに海澄県の中心となる二つの集落であった。その地は、宋代には始安郷の郷惠里・崇仁里と呼ばれ、明初以来、八都・九都という里甲制（都甲制）下の無機質な名称で扱われていた。この地が俄然注目を浴びるようになったのは、16世紀にはいって交易港としての機能を果たすようになってからである。八都と九都を隔てる海岸線は三日月状に入り込んだ湾になっており、良港としての資質を具えていた。その形状からいつしか月港と呼ばれ、浙江省沖合いの双嶼港と並んで、国際交易により繁栄する港として広く知られるようになる。

しかし、当時の明朝政府は、貿易を特権化して制限し、自由交易を認めない政策、いわゆる海禁をおこなっていた。それに対する反発は、郷紳と呼ばれる地元有力者が主導する密貿易やいわゆる後期倭寇などの形でこの地方への中央からの統制にひびを入れていた。嘉靖 26 年（1547）、中央から派遣されて朝廷が意図する秩序の回復に邁進したのが、朱紈という官僚である。彼は月港の密貿易を陰で操る人物として、泉州府同安県の郷紳林希元を名指しで糾弾する。「林府」と称して私的な統治を在地においておこなっているというのだ。朱紈の弾劾のおかげで、林希元は沿海郷紳層の典型として明代社会経済史上有名な悪役として記憶されることになる<sup>6)</sup>。

嘉靖 29 年（1550）、林希元は朱熹の『大学章句』に対する冒涜の咎で官僚身分を剥奪される。彼自身は篤実な朱子学者だったが、朱熹の『大学』改訂を批判したためであった。科挙合格を果たした進士であることが、またそれに由来する官僚経験による中央政界との人脈効果が、郷紳が威勢を持ちうる重要な権威の源泉だとしたら、この処分が月港の「林府」に与えた影響はいかほどであったろうか。月港を県に昇格させようという動きが始まるのは、ちょうどその頃であった。『海澄県志』卷二に記録された「王公城碑記」（後述）はその首唱者が朱紈であったと述べる。その意図は治安維持にあった。はたして、朱紈が県設置を奏請した翌年の嘉靖 28 年（1549）、一帯は倭寇の被害に遭い多くの人命を失う。

ところが、『海澄県志』卷一所載の「明李英請設縣治疏」では、それ以前の嘉靖初年に地元住民による運動があったと伝える。理由は同じく、海賊の被害を受けやすいからであった。だが、官府の対応は消極的で、ただ嘉靖 9 年（1530）に安邊館を設置して福建八府の通判（府の副知事）が輪番で駐留することにしただけであった<sup>7)</sup>。しかも、李英の表現によれば、「官吏は賊と結託して取引きするありさまで、治安の乱れは以前に数倍するようになった」。そのため、28 年（1549）には地元有力者が巡按御史にその取り締まりを陳情している。こうしてようやく、中央から派遣されていた官僚の中にも県の設置に理解を示す動きが生じたという筋書きである。つまり、「王公城碑記」とは異なり、ここでは在地主導の設置運動の歴史が描かれているのである。卷十七所載の呂旻「新建海澄県城碑記」も、住民の請願が朱紈を動かしたと述



『海澄県志』卷頭所載の地図

中央下の「海澄県」と記されている場所が八都、その左側、月港橋の対岸が九都である。地図上端中央の「北」と方角を示す字の左に「青礁」が見える。左上隅には「海防館」の城郭があり、右上隅の「中左所」は泉州府の領域に属する軍事駐屯地で廈門のことである。

べている。

もともとこの地方には、地図に示したように多くの軍事拠点が置かれていた。中でも月港よりさらに二十キロほど東南の、台湾海峡に直接面した鎮海衛は、実質的には県城に相当する諸機能を持ち、科挙合格者や儒学者を輩出する立派な都市であった<sup>10</sup>。元末以来、福建東南沿海部において、海防は秩序維持のためにきわめて重要な懸案だった。嘉靖 30 年 (1551) には八都に靖海館が新設され、安辺館と併せて治安維持の拠点となるが、県の新設のほうは治安の小康状態とともに沙汰止みとなっていた。しかし、嘉靖 44 年 (1565) にいたって地元住民の請願運動が興り、漳州府の知事唐九徳が具体的な地区割り案を奏上するによんで、ようやく県の設置が朝廷から認可された。中央の記録には次のように記されている。「福建の海澄・寧陽（洋の誤り）二県を設けた。その地方に盗賊が多いためである」（『世宗実録』卷五六六、嘉靖 45 年 12 月甲午条）。暮れも押し詰まった 12 月 8 日であり、四十五年に及んだ世宗の治世

が彼の崩御によって閉じられる数日前のことであった。

したがって、認可の報が正式に漳州府に通達されて新県が設置されたのは、元号も改まった隆慶元年（1567）になってからであった。「海澄」という命名は（同時に設置された「寧洋」同様）為政者と住民とが共有する願望の表れであった。記念すべき初代の知事として赴任したのは、崇安県知事を勤めていた鄧復陽という人物。名知事としての声望あっての転任だったらしいが、『海澄県志』全体に彼に対する処遇は、後述する名知事たちに比べてそっけない。それはなぜなのか。以下、節を改め、海澄が県としての体裁を整えていく過程を追うことにしよう。

## 二 県城の諸施設

### 1 城壁

中国の県城は城壁に囲まれているというイメージが強いのではなかろうか。しかし、伊原弘氏が指摘するように、必ずしもそうではない<sup>9)</sup>。

海澄県城はたしかに城壁都市である。しかし、その築城経緯は、県の設置由来ともかかわって、少しく注意を要する。卷二「規制志」は「城池」という項目名のもとに、県城建設にいたる経緯を概観している。

海澄が城壁を持つようになるのは、「海澄」という名称を持つ前、まだ龍溪県の郊外であった時期のことであった。新県設置運動が進められていた時期、八都・九都をそれぞれ囲んで、嘉靖 36 年（1557）に土堡が築かれた。県志によれば、主導したのは阮鶴という人物である。これは倭寇からの防衛対策であった。十年後に八都に県治が置かれて海澄県が発足しても、当初はこの土堡がそのまま使われていた。だが、まもなく隆慶 5 年（1571）に知事の王穀の発案で旧八都のほうに石づくりの城壁が建造される<sup>10)</sup>。王穀はこうした功績を残したことによって、離任後、県治のすぐそばに祠を立てて祭られるようになったし、県志卷六「澄令名宦」の冒頭に立伝されている。伝は、築城にあたって彼が苦労したさまを語り、人々がこの城壁を「王公城」と呼んでいると述べる。前掲のように、泉州府の傅夏器という人物の手による「王公城碑記」も書かれている。一方の九都のほうは、それから約五十年後の知事劉斯棟によって石づくりに改められた。

ただ漳州の諸県城は、州治のある龍溪県が南宋時代にすでに石壁を持っていてそれを除いて、いずれも県設置よりはるかのちになって防御のために城壁を築いている。『閩書』<sup>11)</sup>卷三七「建置志」の記載順序によれば、漳浦県と龍巖県が元末に、南靖県は至正 16 年（1356）に土壁、嘉靖 8 年（1529）に石壁、長泰県はもと土壁であったのを明代前半に石壁に、平和県が正徳 14 年（1519）に、詔安県が元末に、それぞれ城壁を築いている。（新設の寧洋県は時期不詳。）つまり、これらの県が設置された当初は、城壁できちんと囲まれてはいなかったことがわかる。元末および嘉靖年間に築城が集中しているのは、倭寇の活動ピークと重なる。漳州にかぎらず、中国東南沿海部全体に共通の傾向であった。

月港を擁する八都・九都に土堡が築かれたのも、上述したとおり同じ文脈に属する。ただし、ここは県城ではなかったし、衛や所のような軍の駐屯地でもなかった。「すでに土堡を城壁として有していること」が、県城への昇格に有利に作用したということはなかっただろうか。だが、それだけでは充分ではなかった。三代目の知事王穀が旧八都側を石造りに改めることによって、この町には県城としての風格が備わったと、時人は認識したのであろう。前任者二名ではなく王穀が卷六「澄令名宦」の筆頭に立伝されていること、人々が城壁を王公城と呼んだことは、その何よりの証であると考えられる<sup>12)</sup>。

## 2 県署・学校

県治には知事の執務所がなければならない。「規制志」は「城池」に続いて「公署」という項目を立てる。そこには計十五の施設が列記されているが、筆頭は県署であり、「隆慶元年、郡守唐公九徳建」と説明されている。創設にあたって八都に築かれた県署は、あとで海防館（靖海館）の箇所に「県治の右にある」という紹介がされていることから逆に考えて、すでに存在していた靖海館の左に建築されたものと思われる。

通常の県では、県署を始めとする行政関係施設のそばに県の学校（県学あるいは儒学）と文廟（孔子廟）が作られ、政治文教地区を形成するのであるが、海澄が異例なのは、学校が九都のほうに設けられたことであった。「公署」に続く「学較」冒頭に「儒学在九都城中。隆慶元年、郡守唐九徳建」とある。そして、「文廟在儒学左。隆慶元年建」とあるように、ここでも文廟が儒学とセットで建設された。つまり、漳州府知府の唐九徳は、県新設にあたってまず県署と儒学・文廟とを整備したのだが、その際、両者を切り離して八都と九都とに分けたことがわかる。また、儒学に準ずる教育施設である書院（清漳書院）については「在九都儒学之前。隆慶元年、郡丞鄧士元建」と記述されており、やはり九都のほうに建てられたことがわかる。ちなみにこの鄧士元という人物は、嘉靖 42 年 (1563) に靖海館が海防館と改称され、あらたに海防館同知經理を駐在させることになった際、漳州府同知としてここに赴任した人物である。海防館には海澄県創設後も漳州府同知が駐在し、その名のとおりの任務にあたっている。

知県としての整備に努めたのは前述のように王穀であるが、それ以前に、県創設にあたっての基盤整備を行ったのは、知府の唐九徳であった。これは職務上当然のことであり、彼個人の功績というよりは、漳州府としての業務の範疇に属しているよう。ところが、卷六「開澄名宦」では、彼の功績を讃えて後述する姜諒について立伝されている。

## 3 城隍・社稷

卷三「祀典志」には、文廟をはじめとする祭祀施設における儀礼の概要が記述されている。そこでは各施設の来歴が語られているのだが、それは海澄という土地における個別施設の物語ではなく、朝廷における礼制の変革を記したものであって、隆慶以前の記述が大部分をしめる。つまり、海澄で実際に行われていた儀礼とは無関係の、いわば先史時代の記録である。なぜそ

れをわざわざ県志に掲載しているのかという疑問が生じるが、あるいはその読者（知県をはじめとする官吏たちや、地元の読書人たち）に朝廷の礼制の流れ全体の中で、現在の儀容がどのように位置づけられるのかを、基礎知識として提供するためであろうか。特に文廟については長文で詳細に記述している。これは終りに注記があるように、『閩書』卷三二の福州府儒学についての記載からの抜粋である。

その後に来る城隍廟である。私はかつて中国の城隍廟制度について検討を加えたことがある<sup>13)</sup>。そこでは、従来言っていた、「都市の守護神」としての性格に加えて、城隍神が国家祭祀のなかに組み込まれていく過程において、神の役割や靈験をめぐる言説に儒教的知識人の手がはいり、彼らの教義にすくい取られる形で、その非人格化が進んだことを指摘した。すなわち、該地にゆかりの過去の英雄を祭るのではなく、地祇の一種として、現世の地方官に対応する冥界の地方官として、城隍神が位置づけられ、地方志でもそう記述されるようになった。『海澄県志』でも、誰が城隍神なのかということは一切語らない。ただし、風雲雷雨山川といった自然神との差異として、壇ではなく廟のなかで「貌（＝偶像）」によって祭ることが意識され、それは「人道」によるからであるとしている。洪武3年（1370）の制度にしたがつて「海澄県城隍」という呼称を正式のものとしていることを宣言しながら、その裏で、実情としては、他の県の場合同様、塑像を据えて礼拝していることを示唆する記述になっていることが注目される。16世紀後半ともなると、城隍廟は県城に必須の施設であった。「隆慶年建」というだけの情報で特定はできないのだが、県創設時の唐九德によるものか、数年後の王穀による整備か、いずれかの時点で造営されたものであろう。『海澄県志』冒頭の地図（前掲）には八都の城内、城壁ぎわに「城隍廟」の文字が見え、そこにあったことがわかる。そして、城壁の外に「山川壇」という字が見える。

かつて儒教経学上は正統な地祇であった社稷壇は、城隍廟の次に記述されている。「九都西門外」という記述は、上掲の地図とも対応する。九都は上で述べたように、儒学・文廟・書院が立ち並ぶ、いわば文教地区であった。その城外、しかも八都とは反対側に社稷壇を築いていることに、もしかすると意味を読み込んでもいいのかもしれない。つまり、八都のほうは実際の行政実務を担当する官庁の所在地であり、そこには城隍神も鎮座する。一方、九都のほうは理念の世界ともいべきものを担当し、経学上の要請から実際の信仰から遊離しつつも制度上存続している社稷壇が付設している。二つの城郭を持った異形の県城は、儒教の政治思想が車の両輪として語るところの「政」と「教」を、それぞれに任務分担するかのように構築されていったとは言えないだろうか<sup>14)</sup>。

### 三 祭られる先人たち

文廟には付設して該地ゆかりの人物を祭る祠が設けられる決まりであった。名宦祠と鄉賢祠である。どちらも『海澄県志』卷三に記述がある。

名宦祠では、地方官として治績をあげた人物を記念して祭る。海澄県では万曆30年（1602）

に儒学教諭を勤めた林敦忠がその第一号である。彼は同 11 年から 14 年 (1583~86) にかけて在任し、卷六「学博名宦」に立伝されている。『海澄県志』編纂時点でのあの二人はどちらも知県、崇禎 3 年 (1630) の姚之蘭と 4 年 (1631) の龍國祿だが、実際に任にあったのは龍のほうが先で万暦 26 年 (1596) から、姚はその後任で 31 年 (1603) から三年間、海澄にいた。どちらも卷六の「澄令名宦」に立伝されている。

卷六「歴官」によって知県の経歴を見ると、初代鄧復陽以来九人目までは挙人（八人）か恩貢（一人）の出身で、進士はいない。ところが、龍國祿から始まって県志編纂時の梁兆陽にいたる十人はすべて進士である。これは海澄県の格があがったことを意味しているだろう。龍國祿は進士として初の知県に恥じない業績をあげた名官であり、姚之蘭もそれを継承したというわけだ。

県の名宦祠は制度上の制約からして、府の官を祭ることはできない。しかし、海澄県で唐九徳への思慕が強いことは前述のとおりであり、そのため県署のそばに特別に祠が建てられていた。卷三では「姜唐二公祠」という呼称になっている。

姜諒という人物は、成化 20 年 (1484) ころに在任した漳州知府で、数々の政績をあげた人物として伝わる（『閩書』卷六四）。海澄に関しては、堤防を築いて塩害を防ぎ耕地を干拓した功績があり、その施設を姜公陂と呼んでいるという（『海澄県志』卷六「開澄名宦」）。

このほか、卷三末尾には、王穀・龍國祿・姚之蘭を含む十二名について、独立した祠があつたと記録されている。（そのうちの一つ「謝都官祠」は地元出身の謝伯宜のために宋代に建てられたもの。）それらに先だって「朱文公祠」があるのは、体制教學を打ち立てた大儒朱熹を祭っているのはもちろんのことながら、彼が漳州の知事を勤めたからでもあろう。

一方、文廟付設の郷賢祠とは、地元の名士を祭る祠である。宋代の人としては謝伯宜、明代の人では張賀・高克正の二人を祭る形で発足した。以後、次第に追加されて、県志編纂時には宋代三名・明代九名の先人を祭ることになった。宋の三名とは、謝伯宜・顏慥・鄭楠である。

謝伯宜は崇仁里（明代の呼称で言えば九都）の出身で、熙寧 6 年 (1073) の進士。宋代における海澄初の進士であった<sup>15)</sup>。今「海澄初」という表現を用いたが、それは卷八所載の「宋科目」冒頭に彼の名が載っているからであって、もちろん、彼自身は「海澄県人」ではない。新設府県の通例であるが、『海澄県志』も県の先史時代にさかのぼって、のちに海澄県の圏域に含まれる地区から合格した人物の名を掲げて、おらが郷里の科挙自慢を行っている<sup>16)</sup>。謝氏一族はその後彼の子二名、孫一名、曾孫一名が進士・特奏名となり、科挙での成功を世代間で継承した。明代にも謝姓の合格者はいるが、血縁についての記載はなく、どうやらこの一族の科挙での成功は南宋中期に終わったようである。

このほか、宋代には崇徳里（六都）の陳氏から八名、青礁の顏氏から十三名（顏氏は元代にも三名）の進士・特奏名が出ている。彼らを除くと、宋代の成功者はわずか五名となり、いかにこの三つの宗族に集中して成功者が出ていたかがわかる<sup>17)</sup>。

その顏氏一族の開祖にあたる人物が顏慥であった。顏氏からの最初の進士は彼の孫なのである。

るが、『海澄県志』の合格者名簿にはいきなり「慥の孫」という紹介の注記がなされている。慥は科挙についてのこの巻の記述には、それ以前の箇所に登場しないにもかかわらず、である。慥の名が、海澄県の明末の人々にとって、いかに重い価値を持っていたかがうかがえる。

卷九「宋列賢伝」に載る顏慥の伝記は、蔡襄との交友を特記する。蔡襄とは范仲淹主導の慶曆改革などに活躍した、福建仙遊県出身の科挙官僚で、書家として高名である。もちろん、全国的な知名度から言えば、顏慥はその足元にも及ばない。しかし、その蔡襄と「金石の交りをなした」ということ、彼から詩を贈られたということが、伝記において顏慥という人物を光り輝かせるための重要な道具立てになっている。実際、蔡襄には顏慥に贈った詩が二首現存している<sup>18)</sup>。何度受験しても成功しない旧友を、蔡襄は漳州の教授職に推举した。これによりこの地域の文教がさかんになり子孫にも遺徳が及んだと、顏慥の伝記は記述している。

蔡襄という全国的名声を持つ著名人は、海澄県の文化の由来を語る県志編纂者にははずせなかつたらしい。そのことは、卷十六から卷十九の「藝文志」からうかがえる。

ここには総計約百篇の詩文が収録されているが、その大部分は明人のものである。元人は誰もおらず、それ以前は唐一名、宋三名にすぎない<sup>19)</sup>。その宋三名のうちの一人が蔡襄なのである。採られているのは二首の詩で、一つが顏慥の科挙落第をなぐさめる「別顏慥」、もう一つは「宿海辺寺」といい、彼の文集では卷八に収める。前者は海澄の文教を興した人物とのかかわりを示す詩——ただし、落第なので気勢は上がらないが——、後者は（おそらく編者の判断では）海澄にある寺に宿泊した時の詩である。ただ、それだけのことなのであって、それならば何も蔡襄に限らずとも、宋人でこの地にやって来て詩文を遺した人物は多かろうに、編者はわざわざ彼だけを選択している。「あの蔡襄ゆかりの地」と言明することが、海澄の人々の志氣を高める効果を持ったのだろうか。もちろん、蔡襄にとっても、そして顏慥にとっても、この地は龍溪県の田舎にすぎなかった。月港の繁栄は彼らの五百年後に訪れる。

ところで、顏慥を「青礁の出身」と述べたが、顏氏一族が住む青礁とはどんな所かというと、「藝文志」では卷十七に所載の同名の碑文二篇「慈濟宮碑」にかかわっている。この二篇の作者こそ、蔡襄以外の宋人二人（楊志・莊夏）であり、県志編者が珍重した碑文であることがわかる。慈濟宮に祭られている人物こそ、現在では保生大帝として知られる呉本であった<sup>20)</sup>。

靈験譚の通例で、呉本についても後世になればなるほど、粉飾をこらした伝記が語られるようになる。そうした語りに対して、儒教知識人はしばしば冷淡で苦々しげな視線を送っていた。『海澄県志』の編者も、卷十五「方外志」の「僊」で、至極合理的な伝記を語っている。それによると、彼は青礁の人で太平興国4年(979)に生まれ景祐6年(1039)か。ただし、景祐は4年までしかなく、1039年は宝元2年である)に没している。生前は名医として活躍、死後は外敵撃退などの靈験を現して朝廷からたびたび封号を授与された。「遠近からの香火が世々絶えることはない」というのが、伝の結びである。付記された「論」では、僊と神の語義の違いを云々し、人々に利益をもたらす彼は実質的には神なのだと弁じたてている。いわずもがなの儒教神学の蛇足である。

彼を祭る慈濟宮については、卷十三「名蹟志・宮祠」および卷十五「方外志・宮」で重ねて紹介している。これには二箇所あって、海澄県（もとは龍溪県の新恩里）の青礁にあるのを東宮と呼んで漳州人が参拝し、泉州同安県の白礁にあるのを西宮と呼んで泉州人が参拝するという（卷一「輿地志」）。そして、青礁には顏氏・蘇氏の居宅があり、宋代の科挙合格者が海澄では最も多かった区域だという。すなわち、のちに海澄県に含まれる圏域のなかでは、宋代における文化の中心だったわけである。

地勢的には、青礁は月港の対岸、十キロ近く離れたところにある。宋では永寧郷と呼ばれ、月港側の始安郷とは明らかに区別されていた。その地域が海澄県設立に際して、なぜわざわざ龍溪県から切り離されて対岸の月港地区と一緒にになったのか。人脈のネットワークが強かったのか。『海澄県志』はその裏事情を語らないし、また、それは社会経済史的な手法による分析を必要とする作業でもある。ただ、結果としてそうなった時に、新設の海澄県が有力な文化資源を手にしたことは確かである。顏慥一族の歴史と呉本を祭る慈濟宮とは、海澄にも宋代にすでに誇るべき文化が花開いていたことを語るのに恰好の材料であった。経済的に繁栄する月港だけでなく、文化の香り高い青礁を手にすることで、海澄県は県としての独り立ちを始めることができたのではなかろうか。

#### おわりに

海澄県はもともと一つではなかった。その県城すら二つの町からなる、きわめて変則的な県であった。その二つの町は、政治施設と文教施設を棲み分けすることにより、相互の面子を立てつつ月港を抱え込んだ。そして、対岸には古くからの歴史を持つ門前町青礁を擁していた。つまり、ここには三つの中心点があったことになる。

月港の衰退は、しかし彼らの予想以上の早さで訪れたかもしれない。『海澄県志』が編まれているころ、このあたりの海賊の首領は鄭芝龍という人物だった。泉州の何喬遠らの努力もあって、彼は朝廷に帰順し、自分の船団を明の水軍に転換させた。そして、日本で生まれたその息子が、清にあくまでも抵抗する拠点として選んだのは、月港とは目と鼻の先にある廈門であった。清は遷海令を布き、沿海貿易は大打撃を受ける。鄭氏帰順後も、繁栄するのは廈門であって、もはや月港ではなかった。1960年、海澄県はふたたび龍溪県に統合され、両者の頭文字をつなげて龍海県が生まれる。ただし、県人民政府は月港ではなく、石碼鎮に置かれた。海澄という地名は県から鎮に降格させられた。

海澄県はもともと存在しなかった。しかし、県を一体のものとして語る記録は、人々の意識にすり込まれて再生産を重ねるうちに、それが仮構のものにすぎなかつたという始原を忘却させる作用を持ったであろう。

海澄県はもはや存在しない。しかし、記録とともに記憶された県のイメージは、人々の行動に一定程度の作用を及ぼしているかもしれない。だが、それは現地調査をおこなった上で論じるべき事柄だろう。過去の言説をたどる私のささやかな嘗みは、とりあえずここで幕を閉じな

ければならない。

## 注

- 1) こうしたく地域>観については、宋代史研究会編『宋代人の認識——相互性と日常空間——』(汲古書院、2001年)の総論「相互性と日常空間——地域という起点から——」を参照。この論文は編集委員五名の連名で、相互に意見交換した結果の統一見解をまとめたものである。
- 2) 中国の公私觀念については、溝口雄三氏の次の二著を参照。『中国の公と私』(研文出版、1995年)、『公私』(<一語の辞典>三省堂、1996年)。また、拙稿「中国近世の公議」(『思想』889、1998年)もあわせて参照されたい。
- 3) 比較対照事例としては、時期的にも場所的にも近い、福建省興化県を考えている。この県は、正統13年(1448)に隣接する二つの県に分割吸収された。その直前に編まれ、崇禎年間に増補された『興化県志』が民国期に鉛印出版され、中国国内のいくつかの図書館に所蔵されている。十年前に福建南部の地方志を現地で渉猟した際、この県志も実見し、必要箇所を抄録してあるが、今回あらためての調査を実施することができなかった。いずれ機会を得た折には、本稿の続篇としてまとめてみたい。
- 4) 明清史の研究においては、本稿同様、地方志を素材に特定の地方社会をケーススタディする成果がいくつもある。本稿の対象と時期的・場所的に近いものとして、たとえば、青山一郎「明代の新県設置と地域社会——福建漳州府寧洋県の場合——」(『史学雑誌』101-2、1992年)や三木聰「沙県——清代福建の一地方社会——」(『史朋』24、1991年)が挙げられよう。ただし、三木氏自身も述べているように、この論文は「康熙『沙県志』卷二、疆域志、の分析」であり、本稿の視角とは異なっている。また、宋代については前村佳幸「南宋における新県の成立——江西・江浙・広東を中心として——」(『史林』83-3、2000年)が明清の地方志を用いていくつかの県につき分析を加えている。
- 5) 以下述べるように、この地域は経済的に、ということはしたがって軍事的・財政的にも、16世紀になって重要性が急増した。そのことの紹介や意義の分析を行った先行研究は内外に数多いが、私自身がそれらをきちんと消化していないこともあり、ここで紹介することはできない。
- 6) ただし、彼は他面、有能な地方官でありまた学者であった。拙稿「明代の士大夫——林希元の場合——」(渭陽会編『東洋の知識人——士大夫・文人・漢学者——』、朋友書店、1995年)参照。また、その内容は一部改訂して『中国近世における礼の言説』(東京大学出版会、1996年)第八章としている。
- 7) 安辺館設置の経緯については、『海澄県志』卷十七所載の林魁「安辺館記」に詳しい。
- 8) 前掲『中国近世における礼の言説』のカバーおよびその解説文を参照していただきたい。
- 9) 伊原弘『中国人の都市と空間』(原書房、1993年)。伊原氏は県城に三つのスタイルがあるとする。すなわち、「一般住民の家も囲いこんだ文字どおりの都市」、「県治だけを囲いこみ住民の居住地は囲いこんでないケース」、「城壁その他が一切ないケース」である(同書、183頁)。
- 10) 前掲「新建海澄県城碑記」は、漳州府知府の羅拱辰が県城修築の必要性を感じていたところに、ちょうど王穀の奏請があったので許可したという叙述になっている。
- 11) 『閩書』百五十四巻は、泉州府の人何喬遠撰。福建全体の地方志で、崇禎4年(1631)の彼の死以前に出版されている。すなわち、『海澄県志』完成の直前ということになるが、後述するように編

- 者はこの書物を當時参照していた。何喬遠は古文辭派系の文章を善くした。明全体の歴史書である『名山藏』や先人の詩文を集めた『皇明文徵』を編んだほか、『鏡山全集』が遺っている。
- 12) 王穀はこのほか、備蓄施設の預備倉や福祉施設の養濟院なども建設している。知県として海澄の諸施設を整備したのは、彼がはじめてであった。
  - 13) 拙稿「城隍廟制度の確立」(『思想』792、1990年)。
  - 14) 各都の総人口がわからないので統計上あまり有意ではないかもしねれないが、卷八に掲げられた科挙合格者名簿を調べてみると、成功者は九都の出身者が八都よりも多いことに気づく。明以前は、後述する九都の謝氏一族から五人の進士・特奏名を出しているが、八都からは誰もいない。明代にはいって進士は九都から四名、八都から一名。ただし、鄉挙(挙人)は九都六名に対して八都十三名(一部のデータが欠損)。歳貢は九都十五名、八都十七名。
  - 15) これ以前に唐末の文徳元年(888)に謝翛が進士となっている。謝伯宜とは同姓だが、出身地は異なり、血縁関係については記録されていない。
  - 16) こうした記載方法は県志レベルのみならず、より広域を扱う地方志にも見られた。『閩書』卷一二一も同じ方式を探っている。ただ、後述する陳氏一族については出身地のデータがなかったのか、龍溪県(卷一一七)のほうに入れている。
  - 17) しかも、五名の内訳は、蘇氏二名、楊氏二名、鄭氏一名で、三つの宗族に限られる。蘇氏は顏氏と並んで青礁の「二大姓」と呼ばれた(後述)。
  - 18) 『蔡忠惠公文集』卷七「別顏慥下第」と卷八「通源駅別顏茂才」の二首。前者は題名どおり顏慥が科挙受験に失敗した時になぐさめた詩であり、「四上不登第」とあるから、顏慥は少なくともこの時点で前後四回にわたって落第したことがわかる。後者の通源駅は龍溪県東部にあるので、故郷青礁の近くのこと。おそらくは蔡襄が天聖8年(1030)の進士合格後すぐに漳州の軍事判官を勤めていた時期のことと思われる。『蔡襄全集』(福建人民出版社、一九九九年)参照。
  - 19) 唐のものは施肩吾という人物の「澎湖」という詩である。
  - 20) 拙稿「正祠と淫祠」参照。保生大帝については、多くの先行研究が存在する。ここでは、現地調査の成果も活かした研究である次のものを紹介するにとどめる。Kenneth Dean, *Taoist Ritual and Popular Cults of South-East China*, Princeton University Press, 1993. ディーン氏は莆田での碑文調査整理に続いて、泉州・漳州地区についても祠廟の総合的な整理作業中とのことである(2000年9月、モントリオールにおいて本人から小島が直接聞いた情報)。本稿がその成果を活かしていないのは慚愧のいたりである。